

ホームヘルパーが
おうかがいします!

訪問介護サービス

「訪問介護サービス」は、要介護認定を受けている方のご自宅をホームヘルパー（訪問介護員）が訪問して、その方が自立した日常生活を送ることができるよう、食事、排せつ、入浴、着替、移動、生活動作の介助などの『身体介護サービス』や食事の支度、掃除や洗濯、生活必需品の買物などの『生活援助サービス』を行います。

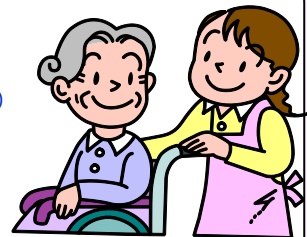
「訪問介護相当サービス」は、要支援認定を受けている方または生活機能チェックリストで該当となった方を対象に日常生活の支援を行うサービスです。「できないことを補うサービス」ではなく、「できるようにする生活」を目指し、日常生活の支援を行っています。ホームヘルパーは、介護福祉士等の専門資格の取得者ですから、安心してご利用いただけます。

身体介護サービスは、在宅での介護を毎日支える必要性から、365日、朝8時から夜9時30分まで提供しています。

お気軽にお問い合わせください。

訪問介護のサービス内容 身体介護サービス

- 排泄の介助
(おむつ交換、トイレ誘導等)
- 体位交換(床ずれ予防)
- 食事の介助
- 衣類の着替え
- 入浴の介助、洗髪
- 身体の清拭(身体をふくこと)
- 整容、歯磨き
- 移動、外出の介助
(ベッドから車いすへの移乗、通院介助等)
- 認知症高齢者の介護
など



訪問介護のサービス内容 生活援助サービス

- 衣類の洗濯
- 生活必需品の買い物
- 食事の支度(調理、配膳)
- 病院等の連絡
- 住居等の清掃・整理
- など

※生活援助サービスについては利用上の制限があります。
詳しくはお問い合わせください。



訪問介護相当サービス



ホームヘルパーが訪問して、利用者の方が自分でできることが増えるよう、調理や掃除、洗濯などの支援を行います。

営業のご案内

営業日 毎日(年中無休)

営業時間 訪問介護サービス 午前8時～午後9時30分

訪問介護相当サービス 午前8時30分～午後5時30分

利用料について

厚生労働大臣が定める額。ただし、法定代理受領の場合は介護保険負担割合証に示された割合の金額です。

※詳しくは別途利用料一覧表をご覧ください

お問い合わせ・利用のご相談は

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

電話 22-7222(直通) 敦賀市東洋町4番1号

22-3133(代)

敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内